

2022年8月1日

東京都千代田区神田猿樂町2-8-16

日本共済株式会社

代表取締役社長 松本克己

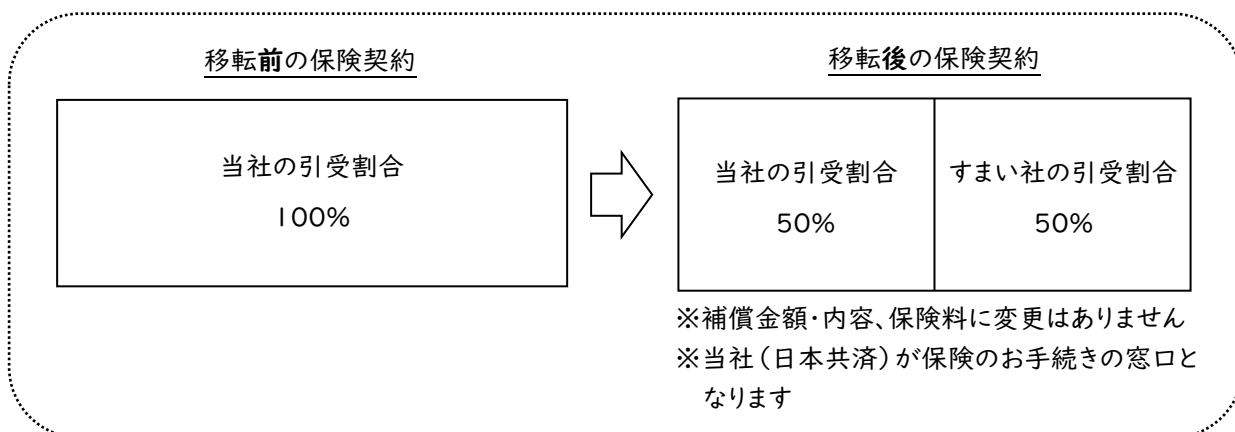
保険契約の移転にかかる公告

日本共済株式会社(以下「当社」といいます。)は、内閣総理大臣の認可を得た上で、保険業法第272条の29において準用する同法第135条第1項に基づく「保険契約の移転」の手続きにより、当社が単独で引き受けている保険契約の一部を、すまい共済株式会社(以下「すまい社」といいます。)へ移転し、すまい社と共同で引き受ける保険契約(共同保険)に変更するため、すまい社との間で保険契約の移転に関する契約を締結しました。また、保険業法第272条の29において準用する同法第136条第1項に基づく当社およびすまい社の株主総会の承認決議を得ました。

つきましては、保険業法第272条の29において準用する同法第137条第1項に基づき、ここに「保険契約の移転に係る公告」を行います。

1. 保険契約の移転の要旨

- 当社が単独でお引き受けをしている保険契約をすまい社との共同保険契約にするため、その一部をすまい社に移転(保険契約の移転)します。
- 移転後の両社の引受割合は50%ずつです。両社は連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。「共同保険に関する特約条項」が適用され、当社が幹事会社としてすまい社の代理・代行を行いますので、保険金請求、解約などの手続きは当社にお申し出ください。
- 移転による保険金額などの補償内容および保険料の変更はありません。
- 移転予定日は2023年1月1日です。ただし、保険契約者の皆さまからの異議申立てが一定数以下であること、内閣総理大臣の認可が得られることが条件です。
- 移転手続き中に保険契約が更新された場合、更新後の契約も移転の対象です。
- 同一の被保険者について保険期間が重複する2以上の保険契約が締結されている場合は、この保険契約の移転対象外となります。



2. 異議申立て(この移転に反対される場合)

一定期間内の異議申立てが次の(A)と(B)をともに満たした場合、この移転はその効力を生じないこととなります。

(A)異議を申立てた対象契約者の数が対象契約者の総数の10%を上回ること

(B)異議を申立てた対象契約者の保険契約に係わる債権の額に相当する金額が、対象契約者の当該金額の総額の10%を上回ること

これに対して、(A)または(B)のいずれかを満たさない場合、法令に基づき、契約者の皆さまの承認が得られたものとみなされ、この移転が行われます。

なお、この移転が行われる場合で、異議申立てをされた契約者さまが保険契約の解約を希望するときは保険契約を解約して未経過期間に対応する保険料を払い戻します。

異議を申立てられる場合は、郵便はがき(郵便料金をご負担願います。)に次の①~④を明記のうえ、2022年9月12日までに次の宛先までご郵送ください。

【記載事項】 ①契約者氏名(自署または記名押印)、②契約者住所・電話番号、③お客様番号、
④この移転に異議を申し立てる旨(例:保険契約の移転に異議を申し立てます)

【宛先】 〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-16 平田ビル9F
日本共済株式会社 契約移転担当

※当社に到着した2022年9月12日までの消印分の異議申立てのはがきで、上記①~④を漏れなくかつ正確にご記入いただいたものに限り有効とします。異議申立ての権利は、契約件数に係わらず、契約者さまお一人につき一票として集計します。

3. 移転先会社

移転先会社	すまい共済株式会社 代表取締役社長 鈴木和馬
所在地	東京都千代田区神田猿楽町2-7-17 織本ビル3階

4. 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシーマージン比率)

	移転会社(当社)	移転先会社(すまい社)
(1)直近事業年度末(2022年3月31日)	773.3%	13,512.0%
(2)移転日時点見込み(2023年1月1日)	2,094.7%	1,160.8%

5. 保険契約の移転後における移転対象契約に関するサービス内容の概要

保険契約に関する各種お問い合わせ先等、サービスの内容に変更はありません。

6. 契約者配当の方針および配当実績、剰余金の分配

該当はありません。

7. この移転の手続き期間中に更新される保険契約について

当社の保険契約は、契約者さまが満期のご案内に記載された契約内容と同一内容で更新を希望し、満期のご案内に記載の保険料払込期日までに保険料が払い込まれた場合は、この保険料の払い込みをもって、契約者さまの保険契約の更新の意思表示が行われたものとみなし保険契約を更新します。

更新した保険契約もこの保険契約の移転の対象となりますが、更新に際しては、異議申立て期日に関わらず、更新を希望しない旨を当社または代理店に申し出て保険契約を終了させることが可能です。

8. 本移転全般に関するお問い合わせ先

日本共済株式会社 契約移転担当

TEL 03-3292-6900（月～金 10:00～17:00、祝日を除きます）

なお、今後、本件でご案内を差し上げる際は、郵便、電話のほか、SMS（ショートメッセージサービス）を利用することがありますので、ご了承ください。

貸借対照表（2022年3月31日現在）の要旨

(1) 当社

貸借対照表（2022年3月31日現在）

科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
(資産の部)		(負債の部)	
現金預金	1,437,149	保険契約準備金	741,634
有形固定資産	25,985	支払備金	55,676
無形固定資産	19,140	責任準備金	685,957
代理店貸	46,374	代理店借	327,478
再保険貸	1,094,244	再保険借	1,330,128
共同保険貸	66,285	共同保険借	118,075
その他資産	684,902	その他負債	470,562
繰延税金資産	26,826	負債の部合計	2,987,879
供託金	32,000	(純資産の部)	
		資本金	207,650
		資本剰余金	207,650
		利益剰余金	29,728
		株主資本合計	445,028
		純資産の部合計	445,028
資産の部合計	3,432,908	負債・純資産の部合計	3,432,908

(2) すまい社

貸借対照表（2022年3月31日現在）

科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
(資産の部)		(負債の部)	
現金預金	419,715	保険契約準備金	11,601
有形固定資産	1,073	支払備金	114
無形固定資産	216	責任準備金	11,486
再保険貸	54,975	再保険借	81,291
共同保険貸	118,075	共同保険借	66,285
その他資産	22,432	その他負債	40,945
供託金	10,000	負債の部合計	200,123
		(純資産の部)	
		資本金	165,000
		資本剰余金	135,000
		利益剰余金	126,365
		株主資本合計	426,365
		純資産の部合計	426,365
資産の部合計	626,488	負債・純資産の部合計	626,488